

令和7年度 第2回 八千代市子ども・子育て会議 会議録

- 1 日時：令和8年2月24日（火）午後2時00分～午後3時23分
- 2 場所：市役所 旧館4階 第1委員会室
- 3 議題：（1）委員の紹介
（2）副会長の互選
（3）八千代市こども計画（変更案）について
（4）小規模保育事業所の認可・利用定員の設定に係る意見聴取について
（5）乳児等通園支援事業所の認可・利用定員の設定に係る意見聴取について
（6）その他

4 出席者氏名

【委員（順不同・敬称略）】

| | | |
|-----|-----|---------|
| 別府 | さおり | 委員（会長） |
| 大越 | 紀明 | 委員（副会長） |
| 天正 | 祐二 | 委員 |
| 田中 | 麻美子 | 委員 |
| 平山 | ひより | 委員 |
| 藤澤 | 彩 | 委員 |
| 梅澤 | 麻衣 | 委員 |
| 朝比奈 | 朋子 | 委員 |
| 安藤 | 浩子 | 委員 |
| 河島 | 和城 | 委員 |
| 長谷川 | 浩一 | 委員 |
| 佐々木 | 優子 | 委員 |

【事務局（組織順）】

| | | | |
|-----|-----|-----------|-----|
| 池田 | あゆみ | 子ども部 | 次長 |
| 渡邊 | 修宏 | 子育て支援課 | 副主幹 |
| 岩田 | 隼人 | 子育て支援課 | 副主幹 |
| 枝川 | 篤 | 子育て支援課 | 主査 |
| 小川 | 美香 | 子育て支援課 | 主査補 |
| 福田 | 圭介 | 子育て支援課 | 主査補 |
| 平野 | 龍生 | 子育て支援課 | 主事 |
| 佐藤 | 宏一 | 子ども保育課 | 課長 |
| 長谷川 | 千穂 | 子ども保育課 | 副主幹 |
| 下野 | 広樹 | 子ども保育課 | 副主幹 |
| 田中 | 秀幸 | 子ども保育課 | 主査 |
| 白井 | 啓介 | 子ども福祉課 | 課長 |
| 立石 | 貴紀 | 子ども相談センター | 所長 |
| 本岡 | 健志 | 母子保健課 | 課長 |
| 湯浅 | 知恵 | 母子保健課 | 副主幹 |

5 公開または非公開の別 公開

6 傍聴者/定員 0名/5名

7 会議録

【事務局】

それでは、定刻になりましたので、ただ今から令和7年度第2回八千代市子ども・子育て会議を開催いたします。委員の皆様、本日はお忙しい中にもかかわらずご出席いただきまして、ありがとうございます。

私は、本日の進行を務めます、子育て支援課の岩田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本日の会議の説明をさせていただきます。

本日の会議は、公開で行います。また、会議録作成のため、録音させていただくことをご了承ください。

なお、発言の際には、お手元のマイクのボタンを押して、赤いランプが点灯後にお話いただけますようお願いいたします。

続きまして、本日の欠席委員をご連絡いたします。土屋委員、柿沼委員、田辺委員は、所用により欠席しております。それでは、規定により、会議の議長は会長が務めることとなっておりますので、別府会長、議事の進行をよろしくお願いいたします。

【会長】

はい。それでは、議事の進行を務めさせていただきます。本日の出席者数は12人でございます。

会議の定足数に達しておりますことをご報告いたします。委員の皆様には、会議の進行にあたりまして、ご協力くださいますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、次第にそって進めさせていただきます。次第の1、委員の紹介です。事務局お願いします。

【事務局】

はい。委員に変更がございましたので、ご紹介させていただきます。八千代市民間保育協議会からご推薦いただいている大越紀明委員です。

【大越委員】

八千代市民間保育協議会の大越でございます。市内で活動しており、八千代市美香会に勤務しております。私自身は緑が丘西地域でございます。緑が丘はぐみの杜保育園に勤務しております。今年、3月で15年を迎える保育園でございます。

ちょっと身に余る委員のご推薦をいただいておりますので、非常に緊張しているんですが、気づいたところをお伝えしまして、八千代市の保育行政が少しでも、良くなるように、お力添えできればと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【会長】

ありがとうございました。

それでは、次に次第の2，副会長の互選です。副会長は，委員の互選により定めるとされております。どなたか立候補又はご推薦いただける方はいらっしゃいますでしょうか。

(発言者無し)

立候補者等がいらっしゃらないようでしたら，私からご提案させていただきます。前任の丸山委員は八千代市民間保育協議会からご推薦を受け委員となられておりましたので，引き続き当団体推薦の大越委員にお願いするのはいかがでしょうか。

(拍手)

大越委員，お引き受けいただくことは可能でしょうか。

【大越委員】

はい。来たばかりで恐縮ですけれども。お引き受けいたします。

よろしく願いいたします。

【会長】

ありがとうございます。どうぞよろしく願いいたします。大越委員に副会長をお願いしたいと思います。それでは、次第の3，八千代市子ども計画変更案について，事務局から説明をお願いします。

【事務局】

はい。それでは，八千代市子ども計画の変更案について，説明させていただきます。着座にて失礼いたします。説明に入る前に資料の訂正及びご案内をさせていただきます。最初に資料の訂正について説明いたします。資料7-2-1「八千代市子ども計画（第3期八千代市子ども・子育て支援事業計画）における見直し案」4ページをご覧ください。表中3行目の変更後「2乳幼児期の教育・保育等の充実」において，現行の「2 幼児期の教育・保育の充実」と変更箇所を明確にするために「乳」と「等」の部分に色づけ等の漏れがございましたので，訂正させていただきます。続いて5ページをご覧ください。上から2つ目にある変更後の表の事業概要3行目から4行目にかけて「ニーズ実態に応じた」と記載しておりますが，正しくは「ニーズ」と「実態」の間に「の」が入ります。ここまでが，資料の訂正となります。続いて資料のご案内となります。本日お手元にご用意した「意見への回答書」について事前に会議資料等を送付した際に「意見書」を併せてお送りし，2月15日期限としていた意見書への回答となりますので，会議の

参考として頂ければ幸いです。以上資料の訂正及びご案内となります。それでは、改めて資料7-2-1「八千代市こども計画（第3期八千代市子ども・子育て支援事業計画）における見直し案」をご覧ください。事前に資料を送付させていただいておりましたので、1ページ目の「1はじめに」の説明は割愛させていただき2ページ以降について説明させていただきます。変更点の説明に入る前に本議題については、子ども・子育て支援法第61条第7項の規定により、事業計画を策定又は変更しようとするときには、子ども・子育て会議に意見を聴くこととされておりますので、本会議において諮るものです。それでは早速ですが変更内容について説明いたします。資料の2ページをご覧ください。「2 主な3つの変更点等について」説明いたします。今回の計画変更は記載の通り主な変更①から③の内容となります。①が「乳児等通園支援の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期を位置づけること。」②が「乳児等のための支援給付に係る教育・保育等を一体的に提供する体制に関する事項を位置づけること。」③が「満三歳以上限定小規模保育事業の創設に伴う必要な変更を加えること。」となります。いずれも国からの通知に基づき変更を加えるものとなります。資料の3ページをご覧ください。こちらは、乳児等通園支援事業のニーズと、それに対する整備等を定めた計画である「保育提供体制の確保のための実施計画」を千葉県へ提出することに伴い、算定方法等を当実施計画と併せることとしたため差替えをさせていただいたページとなります。主な変更①「乳児等通園支援の量の見込みとその実施時期」について現行計画の108ページにあります量の見込み等の表を、変更後に記載のとおり0歳児から2歳児までの対象年齢毎の表に修正いたしました。量の見込みの算出については、令和8年度0歳児量の見込み＜算定＞でお示ししているとおおり、各年度の年齢ごとに、算定すると、変更後の表のとおり令和8年度から令和11年度まで0歳児は16人日、1・2歳児は40人日となりました。確保方策については、公立園の2園と民間園の1園の計3園分での積算としており、公立園1園の確保数は、0歳児から2歳児まで対象年齢ごとに時間当たり3人の確保を予定しており、公立園2園の1日の総開所時間数が12時間であることから、対象年齢ごとの確保数である時間当たり3人に12時間を乗じて36人日といたしました。また、民間園の確保数は1歳児と2歳児で各時間当たり6人で見込んでおり、1日の開所予定時間が8時間であることから、各時間当たり6人に8時間を乗じて各48人日とし、公立園2園分の1・2歳児クラスの確保数36人日にそれぞれ48人日を加え、1歳児84人日、2歳児84人日といたしました。

対象年齢ごとの確保数は、量の見込みを満たすため、令和8年度から令和11年度まで同数の確保数といたしました。今後の量の見込み等については今回差替え理由となった「保育提供体制の確保のための実施計画」において、実績を含めた量の見込み等を毎年度、本会議にてお示しすることとしたいと考えておりますので、中間見直し等については法令等による計画変更の必要が生じない限りにおいて、可能な限り差し控えたいと考えております。続いて資料の4ページから6ページについて説明いたします。4ページから6ページは【主な変更①】の内容となりますが、その中でも「提供体制の確保の内容」の変更となりま

す。変更箇所については、新旧でお示ししておりますので、資料でご確認いただければと存じます。

変更内容としては、現行計画に資料のとおり追記などすることで、乳児等通園支援事業を含めることとし、これまでの教育・保育施設等同様に既存施設を活用しつつ必要に応じて柔軟に検討を加えられるよう変更いたしました。次に資料の7ページをご覧ください。変更内容としては、【主な変更②】「乳児等のための支援給付に係る教育・保育等を一体的に提供する体制に関する事項を位置づけること。」とされ、現行計画の90ページ枠内に「乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び推進」について、「教育・保育、地域型保育及び乳児等通園支援を一体的に提供する体制を確保するため、必要利用定員総数及び利用定員の総和を勘案した上で、各事業所の意向を確認しながら、既存施設での乳児等通園支援を推進することで、教育・保育施設と乳児等通園支援事業者との連携・接続の推進に努めます。」を追記いたしました。次に資料の8ページ、9ページをご覧ください。変更内容としては、【主な変更③】「満三歳以上限定小規模保育事業の創設に伴う必要な変更を加えること。」とされ、こちらについても変更箇所については、新旧でお示ししておりますので、資料でご確認いただければと存じます。

変更内容としては、現行計画91ページに資料でお示したとおり追記することで、満三歳以上限定小規模保育事業を含めることとし、これまでの教育・保育施設等同様に既存施設を活用しつつ必要に応じて柔軟に検討を加えられるように変更いたしました。ここまでの、八千代市子ども計画（第3期八千代市子ども・子育て支援事業計画）における見直し案の説明となります。続いて資料の9ページ「3今後のスケジュール」について説明いたします。今後のスケジュールとしては、①から⑤の手続きを想定しております。この計画変更は、令和8年度より開始となる事業内容の変更となるため、令和7年度中に「八千代市子ども計画」の変更を完了させる必要がございます。②は、子ども・子育て支援法第61条第9項の規定により、県と協議しなければならないとされており、協議の提出書類にこの会議の手続きを経たことが分かる書類として、この会議の議事録の提出が必須となっております。計画変更を完了させるためには、協議を完結させる必要があるため、この会議後、議事録を速やかに提出する必要がございます。つきましては、委員の皆様には大変恐縮ですが、議事録作成の内容確認期間を通常より期間を短縮して設定させていただきたいと考えておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。説明は以上となります。ご審議の程よろしくお願いいたします。

【会長】

ありがとうございました。会議の進行につきましては、委員の中で話し合い、その結果を市に提案する形で進行したいと思います。事務局への質問は、意見を述べる上で必要となる事項を確認する場合にお願いします。それでは、ただいま、事務局から説明があった事項について、ご意見または事務局への確認がございましたら挙手をお願いいたします。

藤澤委員お願いいたします。

【藤澤委員】

はい。認定こども園連盟の藤澤です。3点質問があります。1つは、今日配られている、この3ページと最初に配られたものと、数字が違うんですけども。一体これは何の違いとなりますか。満3歳以上限定小規模保育事業等を付け加えたのはどういう理由なのかということと一体これは何を指しているのかということが2つ目です。3点目ですけども、来年度から利用定員の超過について厳しくなりました、私のところも2園の保育園の利用定員を増やしているんですね。10人から20人ぐらい増やしているんです。そのあたりはうちの園だけでなく、令和8年度4月時点で利用定員の変更をやった園があると思うんですけど、それはこの数に含めているのか。保育園の2号定員が増えるのではないかなというのが3点目の質問となります。

【会長】

はい、ありがとうございます。もし今の3点に関連したご質問とかご意見があれば、まず、皆様にお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。ないようでしたら、事務局から今の3点について回答をお願いいたします。

【事務局】

はい。1つ目の資料の差し替えについてですが、事前にメールでもご案内させていただきましたが、県への同様の量の見込み等の調査がございまして、その算定方法等に合わせた形とするため、差し替えをさせていただきました。メールにて事前に差し替えたものを改めて念のため、本日お手元にお配りしたものとなります。

【藤澤委員】

満3歳以上限定小規模保育事業ってどんなものがあるのでしょうか。

【事務局】

現在もあります小規模保育事業所の3歳以上を対象とした保育事業所となるのですが、現時点で整備等の方針というものはございませんので、計画上それを検討できる余地を作るために今回計画の一部に変更を加えたということになります。

【藤澤委員】

3歳以上の保育が足りないんですか。八千代市の方針として、3歳以上の受け皿が今後余ってくると数字からは読めるかと思うんですけど。今3歳以上の小規模事業所ってあるんですか。

【事務局】

現段階で3歳以上というのはなく、今後、条例等の体制として整備できるよう整えていくということになりますので、その前段で計画にも検討できる余地をつくる必要があるために今回の変更を加えたいということになります。現時点ではないということとなりますし、また、今後も現在の小規模事業所同様に待機児童等の状況を踏まえて検討していくということになります。

【藤澤委員】

3歳以上で待機児童はでるんですか。今後増えていく見込みがあるんですか。

【会長】

すみません。ちょっと確認ですが、満3歳以上限定小規模保育事業というのは、令和7年9月29日付けのこども家庭庁からの事務連絡があるので、この事業はこの事業計画に位置づけておかなければならないという理解で間違いはないですか。

【事務局】

満3歳以上保育事業所を計画の確保方策にどう位置づけるかというのは、自治体の判断になると考えておりますが、現時点で0と位置づけることは困難なため、今後整備する余地を作るために今回の変更を加えさせていただきたいということになります。つまり本事業の計画への何らかの位置づけは、必須ということですが。

【藤澤委員】

じゃあ、ちょっと説明してもらってもいいですか。満3歳以上限定保育所について、新しく入ったものだと思いますので。

【事務局】

説明させていただきます。従来の小規模事業所とは19人以下の利用定員で保育を行っておりまして、原則0歳から2歳児を対象としております。国の法律改正前は、国家戦略特区の内、認められた区域におい

て、対象年齢を0～5歳の小規模事業所というのが認められておりました。今回改正がかかりまして、3歳から5歳児のみをうけいれている国家戦略特区活用施設において、問題がおきていないこと、また、3歳児以上の子どもにつきましても、集団生活で過ごすことが苦手なこどものニーズがあり、こどもの保育の選択肢を広げるという観点で意義があるため、地域の実情を勘案して需要がある場合には、3歳から5歳児のみの小規模保育事業所を国家戦略特区だけではなく全国に拡大するために法が改正になりました。それに伴いまして、国通知により各自治体は、こども計画において記載する必要性がありましたことから、満三歳以上限定小規模保育所の文言を盛り込ませていただきました。以上でございます。

【藤澤委員】

必要があるかないかの議論はされていないということでしょうか。

【事務局】

本市におきましては、現時点において満3歳以上限定小規模保育事業所の必要性を見込めていないため、今回計画に盛り込んでおくことで、必要となった際に整備を可能とするため盛り込ませていただいたような形でご認識いただければと存じます。

【藤澤委員】

何故かと言うと、満三歳以上小規模保育事業所を拡充するということは、既存の保育施設、それから幼稚園それに認定こども園に対して、大きな影響がある部分で、各園では保育認定の枠を増やそうというような方向で今動いているので、そういう団体や各園との協議が必要になるのではないかという気がします。盛り込むのは結構でございますけども、その必要についてはきちんとご議論頂きたい。それから、3点目の利用定員の変更を行いたい園が他にもあるのではないかと、4月の保育利用の定員変更はいかがだったのでしょか。

【事務局】

お答えいたします。他園での4月の定員変更の届出はなく、あくまでこの計画上の確保方策は確保見込みの定員となります。

【藤澤委員】

私の園では利用定員の変更、届出もいたしました。4月の保育利用定員の変更をして、保育利用を増やしました。うちだけでなく、2号の利用者が定員を超えているような園に関しては、恐らくこれから、定

員変更しなくてはならない状況になってくるかと思うのですが、その利用定員の変更というのは毎年実態に合わせて各園で落としていかざるを得ませんので、そのあたりも今後反映していただきたいというのがお願いでございます。

【会長】

今の3点目についてですが、ご説明いただけるのであれば、その定員の変更について反映したのかどうかということを事務局から説明いただければ、ありがたいと思うのですが。もし難しければその点を確認した上で、この計画の数値をこのままでいくのか、変更したものになるのかというところが、千葉県への提出においては必要となるかと思っておりますので、そのあたり事務局としてはいかがでしょうか。

【事務局】

資料7-2-1の3ページの量の見込み等と今回ご質問のある利用定員の変更というのは別のものと認識しております。今回の意見聴取について影響するものではないと考えておりますので、先ほどのご説明のとおりで変更させていただければと考えております。

【会長】

ありがとうございます。そうしましたら、計画としては、このまま変更ということになりますが、藤澤委員からご意見いただいたとおり、定員の変更についてきちんと共有していくということを事務局への提案としてお伝えできればと思います。それでは、今上がった点以外でご意見やご質問等は他にございますでしょうか。

(発言者無し)

ではないようでしたら、計画の変更については今回の修正等内容は必須記載事項の追記等となっておりますので、このご提案いただいたもので変更手続きを進めていただきたいと思います。ただ先ほどご意見いただいたとおり、満3歳以上限定小規模保育事業を今後展開するのであれば、きちんと議論するということと、先ほど定員の変更についてはきちんと報告し、話し合いが必要ということについては今後の課題になりますので、その点事務局の方でご対応いただけるように会議としてお願いをしたいと思います。それでは、続きまして、次第の4、「特定教育・保育施設等の認可・利用定員の設定に係る意見聴取について」、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

子育て支援課より説明させていただきます。お手元の資料7-2-2をご覧ください。小規模保育事業

等の認可手続きにあたっては、資料に記載のとおり、児童福祉法第34条の15第4項に基づき、また、利用定員の設定にあたっては、今後施行予定の子ども・子育て支援法第43条第4項に基づき、子ども・子育て会議等の意見を伺うこととなっておりますことから、令和8年4月に開園予定の小規模保育事業所2園につきまして、その概要を説明させていただきます。では、令和8年4月1日に開園予定の小規模保育事業所の概要を説明させていただきます。まず、リックキッズ株式会社によって設置される、プチリックゆりのき台園第二につきましては、東葉高速鉄道八千代中央駅から北北東に220mの位置にあり、利用定員は19名、年齢別の内訳は、0歳児クラス3人、1歳児クラス8人、2歳児クラス8人でございます。次に、株式会社パワーネット・フィールドによって設置される、ハートフルキッズ八千代台保育園は、京成電鉄八千代台駅から北東に490mの位置にあり、利用定員は同じく19人。年齢別の内訳は、1歳児クラス9人、2歳児クラス10人でございます。利用定員は、今年度の地域ごとの待機児童数の発生状況と想定される保育需要を勘案し、設定しているものでございます。説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【会長】

ありがとうございました。それでは、ただいま、事務局から説明があった特定教育・保育施設等の「認可・利用定員」について、ご意見または事務局への確認がございましたら挙手をお願いいたします。大越委員お願い致します。

【大越委員】

大越でございます。小規模保育園の増減というのは、選択肢が広がるというところで、受け皿拡大というところも含めて全く、賛同するところではあるんですが、その認可の条件の中に、連携施設を確保するという文言があったかと思うんですが、やはりどこの認可保育所さんもメリットがないのか、皆さんオーケーにならないということで、今うちだけでも9園連携をしております。実際のところ交流の機会を持つですとか、もし保育士が足りないときは支援をするとか、受ける側に全くメリットがないと思うんですけど、おそらく皆さんやらないのはその理由で、今回の新規事業の2園さんうちの片方も、距離が離れているのにうちに連携をさせてくれないかときてる状況がございます。

やはり、これをオーケーになるというからには、その連携に関する、行政の支援というんですかね。それを事業所任せではなくて、例えば、あっせんするのちょっとおかしな話かもしれませんが、民間保育園、こども園に協力を呼びかけるですとか、そういったことが、やっぱり必要なのではないかなあというふうに思います。私どもも、その連携自体を、きちっとやってらっしゃるのは1園さんだけで、他はもう、1回連携をとれば、あとはもう全く連絡がないみたいな感じになっておりますので、そういう意味で、

質の担保というところにも疑問符がつきかねないということがございます。

私どもの方から連携しなきゃいけないんじゃないですか。交流しなきゃいけないんじゃないですかというのも、それはそれでおかしいですし、物理的に9園さんと定期的な連携・交流を結ぶというのも非常に難しいものですから、その要件のフォローについても、今一度市の方で協議をいただけるといいのかなというふうに思います。今回の連携は離れているのでということでお断りしましたが、やっぱりその連携の意味というところについても、今一度その事業者さんに確認をいただいたほうが、いいのかなというふうに思いますので、質問とかということではなくて、1事業者としての意見になります。以上でございます。

【会長】

はい。ありがとうございました。ただいまの連携施設について、もし、他の委員の方々に何かこういう課題があるとか、こういう実情ご存じとか、何かございましたらご発言いただければありがたいですが、いかがでしょうか。

(発言者無し)

はい。今回ですねこの2園については連携施設について状況を満たしているので、ここに上がってきているということにはなりますが、ちょっと今のお話ですと、実質連携が行われていないとか、連携先の園の方のご負担も大きいという課題があると、ということですのでちょっとこれについてやはり改善が必要かと考えられます。もし今市の方で何かこう具体的にやってらっしゃるとかこんなことを考えているってということがあれば今教えていただいてちょっと今、そういったことがないようでしたら今後ご検討いただくということで、お願いしたいと思いますが、市の方からはいかがでしょうか。

【事務局】

そうですね。現在その連携施設にある市の支援とか、そういったものは実際やれていない状況なので、今後、色んな方のご意見を聞いて、検討していきたいと思います。

【会長】

はい。それでは今の点については、改善を図るということでお願いをしたいと思います。

はい。その他、いかがでしょうか。

朝比奈委員お願いいたします。

【朝比奈委員】

はい。これは全く私がわからないので教えて欲しいんですけども、施設等の概要を見ると、近隣の公園

っていうのが書かれていて、だから多分それが要件になっているのかなあというふうに思うんですけども、ハートフルキッズの方だと、近隣の公園が、園児が歩いて3分のところにありますっていうこと。もう1つ、プチリックゆりのき台園第二、の方ですと、園児が歩いて10分のところにある、これ、要件として多分10分以内とかそういうことなのかなって推察はしますが、園児が歩いて10分の公園に果たしてどのくらい本当にいっているのかとか。どのくらい公園を利用しているのかっていうのは、設置の後とか、或いは設置計画の中で確認することはあるんですか。

【会長】

はい。ありがとうございます。公園とか、その経路も含めてですね、やはりそのことも条件になっているんですけども、ちょっとこの点についてももう少し市の方からご説明いただきまして、あと、可能でしたらこのプチリックゆりのき台園第2の方ですねちょっとどのような、状況なのかについても、今、わかる範囲で結構ですのでご説明をお願いできればと思います。

【事務局】

ご回答いたします。子育て支援課の方で、毎年度につき1回実地に行ってますね、施設監査を行っておりますので、そちらで、保育日誌ですとか、そういったものを確認しますと、お散歩の公園に行く回数とかを調べているわけではないんですけども、例えば悪天候時だとか、あとは最近だと6月ぐらいからは、気温がかなり高くなってきて、外に遊びに行くのが物理的に危険というのがあるので、そういった場合にはほとんど屋内遊びとかになってしまうんですけども、そういったことがなければ、大体、毎日の公園に行き、体を動かして遊ばれているのかなという状況です。また、外に行くときというのにはいわゆる屋外遊戯場、園庭がない場合には、近くの公園に散歩に行き、例えばプチリックゆりのき台園さんだと、10分のところに公園がありますが、それだけではなく、他にもちょっと遠出していけるところの公園だったらそちらにも行ってみたい、実態としては特定の場所に限らずいろんな公園にお出かけされているのかなというところがあります。以上です。

【会長】

はい。ありがとうございました。ちょっとこういう書類を見てしまうと、10分はやっぱり遠いなっていうふうには思うんですが、他にも利用できる場所があるということと、あとこの公園のことだけではなくて先ほどの連携施設の件ですとか様々な要件をクリアして、いろいろ候補があった中で、よりふさわしいところを、優先的に、順位をつけて、今2園が新設園として上がっているという状況ですので、そのあたりは、先ほどのご説明も含めて、ご展開いただけるといいのかなと思います。

はい。お願いいたします。

【藤澤委員】

差し支えない範囲で結構なんですけども、職員の配置状況を教えていただけたらなあというふうに思います。実は私が県の子ども・子育て会議に出ていたときに、認定こども園のこういう審査をして、そこには必ず、職員の配置と経歴だとか、給与まで実は載っていたりするんですけどそこまでは結構ですから。募集のときには、おそらくこの人数集めなさいということで募集されるかと思うんで、今の時点でどの程度確保ができているのか、或いは職員の配置等の状況はどうなっているのか。私も勉強したいと思いますので、差し支えない範囲で教えていただけたらと思います。

【事務局】

お答えいたします。まず新設園の職員の確保の状況につきましては、概ね問題はないというように、直接事業者の方から、お伺いしております。一般的に小規模保育事業所の職員の配置の状況ですが、こちらも先ほど述べた施設監査の方で、該当する月の分、毎日分ですね、職員が何時から何時までに何人いるのかというのを時間単位でチェックしていくんですけども、基本的には、ほぼすべての園で、条例上定めている人数に対して必要な配置基準プラス1人の配置については問題がないかなというところですが、特に新設園さんの方なんかだと、傾向として多いのが、施設長というのが保育に携わるのではなくて、施設の管理運営に専従しなさいというのが公定価格上の要件になっているところですが、朝夕なんかの保育士がどうしても少なくなってしまう時間帯などに、どうしても足りなくて保育に入ってしまったというようなことは、比較的見かける部類として多いのかなと思います。そういったところについては、施設長の要件というのをお伝えして、指摘を出すという形で対応しております。以上です。

【藤澤委員】

今回2園ございますよね。どのような配置になっているのか、例えば園長、正規職員、正規保育士、有資格が何名か、パート保育士が何名。それから調理員などがあるかと思うんですけど差し支えない範囲で教えていただけたらと思います。

【事務局】

先に八千代台のハートフルキッズさんの方からご説明します。こちら昨年末時点での情報にはなってしまうんですが、施設長、管理者として1人、保育士が、常勤として6人。非常勤として4人。あとは、調理員が常勤と非常勤で1人ずつ、八千代台の方が以上を予定しておりまして、次はプチックゆりのき

台園第二の方ですね、こちらが、施設長が1人。常勤の保育士が5人。非常勤の保育士が2人、計7人。調理員が非常勤の方で1人、以上になります。

【藤澤委員】

非常勤というのは常勤換算なんですか。

【事務局】

常勤換算ではなく、人数になります。

【藤澤委員】

ありがとうございました。

【会長】

他にはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(発言者無し)

はい。そうしましたら、事務局から説明があった内容で、今後の認可及び確認の手続きを滞りなく進めていただければと思います。それでは続きまして、次第の5「乳児等通園支援事業の認可・利用定員の設定に係る意見聴取について」事務局から説明をお願いします。

【事務局】

はい。では子ども保育課より説明させていただきます。お手元の資料7-2-3をご覧ください。乳児等通園支援事業等の認可手続きにあたっては、資料に記載のとおり、児童福祉法第34条の15第4項に基づき、また、利用定員の設定にあたっては、今後施行予定の子ども・子育て支援法第54条の2第3項に基づき、子ども・子育て会議等の意見を伺うこととされていることからお伺いするものです。最初に令和8年4月より事業開始予定の私立幼稚園1園についての概要を説明させていただきます。学校法人大野木学園によって認可・確認申請のあった、たんぼぼ「すくすくくらぶ」につきまして、京成電鉄勝田台駅から北東に1.2kmの場所に位置し、認可および利用定員は、0歳児0人、1歳児6人、2歳児6人の計12人で予定しております。続きまして、公立保育所2園についての概要を説明させていただきます。令和8年度より事業開始予定の公立保育所2園につきまして、今後施行予定の子ども・子育て支援法第54条の2第3項に基づき、子ども・子育て会議等の意見を伺うこととされていることからお伺いするものです。八千代台南保育園は、京成電鉄八千代台駅から南に430mの位置にあり、利用定員は、0歳児3人、

1歳児3人、2歳児3人の計9人で予定しております。次に、睦北保育園は、東葉高速鉄道八千代緑が丘駅から約4.7kmの位置にあり、おおむね国道16号の西側、県道船橋印西線の南側の場所に位置し、利用定員は、0歳児3人、1歳児3人、2歳児3人の計9人で予定しております。説明は以上となります。ご審議の程よろしくお願いたします。

【会長】

ありがとうございました。それでは、ただいま、事務局から説明があった乳児等通園支援事業の「認可・定員設定」について、ご意見または事務局への確認がございましたら挙手をお願いいたします。

はい。藤澤委員をお願いいたします。

【藤澤委員】

確か小規模保育事業と同じ配置だったように思うんですけども、職員配置を教えてもらっていいですか。

【事務局】

確定ではないということにはなってしまうんですけども、常勤、いわゆる専任の保育士が1人になります。先ほどの小規模保育事業所と比べるとその専任の方が非常に少ないように思えるんですけども、こちらの施設の場合には、幼稚園と一体で運営している施設になりますので、その場合には専任は1人でいいという条件がございますので、専任が1人のままになっています。今いただいている情報だと兼任が1人ということにはなっていますが、現在事業者には確認しているところでして、兼務する人数については、変動する可能性はあるのかなというところになっております。以上です。

【藤澤委員】

これ全員受けたとする、1度に受けたとすると職員が足りないんじゃないかと思います。これは全員って意味じゃなくって、この定員っていうのは、1日に預かる人数なんですか。それとも1度に預かる人数でしょうか。

【事務局】

1度に預かることができる人数なので12人だと、2人になります。

小規模保育事業所と異なり、人数に対して必要な数に加えて、プラス1しなさいという規定はございません。

そうすると2人だと、ぎりぎり足りるということにはなりますが、例えば1人休んだ場合には、職員が足

りなくなってしまうので、そちらについて確認中です。

【会長】

はい。今の件はよろしいですかね。

安藤委員お願いいたします。

【安藤委員】

私今、主任児童委員をやっておりますけど、各公立の保育園のおしゃべり広場とかを、保育ボランティアでうかがっているんですけど、先生たちの話聞くとすごく、先生たちが少ないってということで、これ始められてもとても預かることがすごい不安なんじゃないかなっていう、考えなんですけど、見ていただける先生が本当に確保できているのかというのが私にとって、お聞きしたいところなんですけど、いかがでしょうか。

【藤澤委員】

すみません。追加で同じ意見で、誰でも通園制度ってというのは、月10時間までっていう制限であり毎日違った子供たち、つまり一時預かりと同じような状況におそくなるのではないかと。それを2人の先生で、とてもうちの園で2人で12人の1歳2歳の新しい子供たちを1日預かるなんていうのはちょっと考えられない状況。慣れている子供でも1歳児って一番手がかかる。それから2歳児も目が離せない。排泄、食事それをつけるっていうのは、国の基準でオーケーとなるのかもしれませんが、やはり2人で見るというのは非常に危険だと思います。

現実的ではない。お子さんのことを考えれば、2人で12人の子供。しかも1歳2歳を見るっていうのは、私の意見としては考えられないですね。

【会長】

はい。ありがとうございます。その基準を満たすっていうことは大前提になりますが、例えばさっき、1人、職員の方が休んでしまったら、ちょっとやっぱり難しいっていうようなお話もありましたが、これから面談開始ですかね。どこの園も、これから面談開始して受け入れ、それぞれ、4月とか順次となっていますけれども、例えばマックス12人にならないように、調整をするっていうことが、施設と保護者とのやりとりの中で、可能なかどうかっていうことですか、やはりその安全確保のために、できることがあるのかどうかっていうところは、ちょっと確認したいところかなと私もお意見伺って思いました。まず委員の方の中で、何かもう少し情報をお持ちですとか、ありましたら、ご発言いただければと思います。

いかがでしょうか。

大越委員お願いいたします。

【大越委員】

はい。おそらくやらなくちゃいけないから何とかということで捻り出していただいたんだろうなと思います。私どもは全く協力ができないので、非常に心苦しいんですけども。八千代市の状況ですとまだ待機のお子さんもいらっしゃる中で、この支援制度を始めなきゃいけないというところで、たんぼぼさんはおつき合いもないので、なぜやられるのかわからないんですが、おそらく公立の園さんはやらなきゃいけないから、何とか地域をばらしてやるんだろうなというふうに思ったんですけども、ぜひ、現場の先生方が疲弊しないように、何とかこの局面乗り切っていただきまして、私どもも含めて民間園の定員に余裕が出てきましたら、市の一団体として、その空きを誰でも通園制度で埋めていくというご協力もできるかと思うので、今しばらく、ぜひ公立の先生方だけに負担が行かないように、していただけたらなというふうに思います。たんぼぼさんはちょっと存じ上げないんですが、やはり人数を見ていると、おそらくそれなりの少人数で、一番手のかかるお子さんたちを見なきゃいけないというところで今、お二方からありましたように安全というところは非常に不安を覚える人数では確かにありますので、そこがその現場の先生の責任にならないように、行政の皆様にお力添えいただけたらなというふうに私的には思いました。はい。以上です。

【会長】

はい。ありがとうございます。「ゆくゆくはご協力を」ということで貴重なご提案をいただきました。はい。それでは今の点について、市の方で何かございましたら、ご発言をお願いできればと思いますが、現時点で何かございますでしょうか。

【事務局】

はい。公立保育園、2園で実施する予定なんですけども、職員配置については、正規の職員2名。週3程度の会計年度任用職員2名。計4名体制を何とか確保できる見込みなので、実際、計画通りのニーズがあるかどうか始めてみないとわからない面もあるのですが、当初はこれでスタートしようというところでございます。以上です。

【会長】

はい。ありがとうございます。そうしましたら、初めての制度実施ということにはなりますけれども、や

はり、保育士の方の負担とお子さんの安全ということ、念頭に置きながら進めていただけるよう、この会議としては、市にお願いをするということにさせていただければと思います。はい。それでは、その他に次第の5について何かございますでしょうか。

(発言者無し)

今の次第の5については、この他意見がないようでございますので、ご説明の通りの内容で、認可と確認の手続きを進めていただければと思います。そうしましたら最後に次第の6その他ですね、お願いいたします。

【事務局】

はい。それでは私から、説明させていただきます。6その他では、各担当課より資料7-2-4と資料7-2-5の2点ご報告申し上げます。それでは、子育て支援課より保育所等からの虐待通報の窓口設置についてご報告申し上げます。本日お手元にお配りした資料7-2-4をご覧ください。こちらは現在の市ホームページに掲載している写しを資料としたものとなります。児童福祉法等が改正され、令和7年10月1日より、児童の虐待について、保育所や学童保育所などの職員による虐待の通報が義務化されたことに伴い通報窓口を資料記載のとおり子育て支援課幼保施設・監査班に設置いたしました。資料記載のとおり、対象となる施設は市内の保育所、幼稚園、認定こども園、小規模保育事業所等になり、虐待とみなされる行為としては身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待になります。また、通報等がなされたことについて行政が行う手続きの客観性・透明性を確保するとともに、こどもの権利を擁護し、適切な対応が講じられるために、新たに八千代市児童虐待検証等審議会を立ち上げ来年度の早い時期に開催する予定としており、現在委員候補の推薦依頼等委嘱の手続きを進めております。更に毎年度、虐待の状況等の情報を千葉県へ報告することとされており、県において公表するものとされています。以上が保育所等における虐待の通報の窓口設置についてのご報告となります。

続いて、子ども相談センターより令和8年度開設予定の「こども家庭センター」についてご説明いたします。資料7-2-5の1から5ページまでをご説明いたします。1ページ目をご覧ください。こども家庭センターの設置についての背景としまして、国は、児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、令和4年に児童福祉法を改正し、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもへ母子保健分野と児童福祉分野が一体的に相談支援を行う機能を有する「こども家庭センター」の設置を令和6年4月から市町村の努力義務としました。本市では、これまでに母子保健法改正前の「子育て世代包括支援センター」を「母子保健課」に児童福祉法改正前の「子ども家庭総合支援拠点」を「子ども相談センター」に設置し、妊娠期から子育て期の世帯への切れ目ない支援を一体的に取り組んできたところですが、本市の相談内容についても、複雑化しており、さらに連携を深め

るため、虐待等への予防的な観点から、児童福祉法に定める児童福祉機能、母子保健法に定める母子保健機能の2つの機能を兼ね備えた「こども家庭センター」を令和8年4月より設置することで相談支援体制の強化を図ることとしております。本市における体制としては、現在の「こども福祉課」課内室である「子ども相談センター」を8年4月より「子ども家庭相談課」とし、センター長や統括支援員を配置する予定としております。資料2ページをご覧ください。国が示すこども家庭センターのイメージとしては、資料図のとおりとなります。まんに「こども家庭センター」の業務がありますが、「児童及び妊産婦の福祉や母子保健の相談等」、「把握・情報提供、必要な調査・指導等」、「支援を要するこども・妊産婦等へのサポートプランの作成、連絡調整」、「保健指導、健康診査等」、「地域資源の開拓」とされ、様々な資源による支援メニューにつなぐ役割となっております。「地域資源の開拓」については、こどもとその家庭に対する支援にあたっては、行政が提供するサービスに加え、民間団体等による多様な支援が重要な役割を果たします。支援体制の充実・強化に向けては、①地域全体のニーズと既存の地域資源の把握。②不足している地域資源については、担い手の発掘や新たなサービスを開発する。③関係機関のネットワーク化等により、多面的にこどもや家庭を支援する地域の体制を作る。これらについては、「こども家庭センター」のみで行う訳ではなく、子ども部や市役所全体で行う必要があります。役割の分担や、既存の会議なども活用して進めていくことが必要です。また、左上をご覧ください、地域のつながりも希薄化する中で、孤立化や負担感を抱える家庭が増加し、不安や悩みを抱えて子育てに取り組んでいる世帯が多くなっているとされていることから、保育所等の子育て支援の施設や場所において全ての子育て世帯やこどもが身近に相談することができる相談機関の整備として、「こども家庭センター」を補完する、地域子育て相談機関の設置も努力義務とされております。続いて資料3ページをご覧ください。こども家庭センターの要件になります1. 母子保健機能及び児童福祉機能双方の機能の一体的な運営を行うこと。2. 組織全体のマネジメントを行う責任者である、センター長を配置すること。3. 母子保健機能及び児童福祉機能における双方の業務を統括する統括支援員配置すること。4. 改正後の児童福祉法第10条の2第2項及び母子保健法第22条に規定する業務、これについては、児童・妊産婦の実情把握、情報の提供、相談、指導等、母子保健事業等を行うことが「こども家庭センターの業務」となります。5. 施設の名称は「こども家庭センター」を称することとされています。資料4ページをご覧ください。人員基準としては、センター長1名、統括支援員1名、の他は以前と変わりません。資料5ページをご覧ください。統括支援員などの職員を配置し、児童福祉機能と母子保健機能との連携を図るとともに、それを補佐する統括支援員補佐などを置くことで、日々その他母子保健事業や児童福祉機能と共有・連携を図ります。また、合同ケース会議等を開催し、支援者に対する双方の役割分担等を確認し更なる連携につなげることであります。また、母子保健課において、保健師は、基本的に地区担当制で対応しておりますが、今年度より、こども家庭センター設置を見据えて、3から4名のハイリスクグループを配置し、精神疾患などがあ

り、リスクが高い妊産婦などの支援を専門に行っております。左下をご覧ください、令和8年度より、「子ども家庭相談課」を設置するにあたり、虐待等を未然に防ぐ事業も拡充します。「子育て世帯訪問事業」ですが、家事、子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、当該家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事、子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待のリスク等の高まりを未然に防ぐ事業になります。併せて、ヤングケアラー支援として、専門の人員を配置する予定です。虐待だけでなく、支援が必要とされるものの、サポートプランの作成についての拡充となり、スライド2ページ目のサポートプランの作成の拡充部分にあたります。以上こども家庭センターについての説明となります。

続いて、子ども保育課より資料7-2-5の6ページから最後までをご説明いたします。6ページ目をご覧ください。国が示す地域子育て相談機関のイメージとなります。令和4年6月に成立した「児童福祉法等の一部を改正する法律」では、市町村は「地域子育て相談機関」の整備等に努めなければならないものと規定されています。地域子育て相談機関は、利用者にとって敷居が低く、物理的にも近距離に整備されていることを理想とし、子育て世帯との接点を増やすことにより、子育て世帯の不安解消や状況把握の機会を増やすことを目的としています。子育て世帯の中には、行政機関であるこども家庭センターに直接相談することへの抵抗感もあり得ることから、地域子育て相談機関は、こども家庭センターを補完するものとされており、7ページ目をご覧ください。地域子育て相談機関について、国が示す地域子育て相談機関設置運営要綱に基づき申し上げますと、対象は、全ての妊産婦及び子どもとその家庭等とし、里親及び養子縁組を含みます。18歳を超える子どもに関する相談についても、適切な相談機関につなぐなど柔軟な対応を行うこと、とされており、実施場所といたしましては、保育所、幼稚園、認定こども園、地域子育て支援拠点事業の実施場所、児童館、その他地域子育て相談機関で行うこととされる相談及び助言を適切に行うことができると市町村長が認める場所とされています。設置区域の考え方としては、児童福祉法において、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、子育てに関する施設の整備の状況等を、総合的に勘案して定める区域ごとに、地域子育て相談機関の整備に努めることとされていますが、地域子育て相談機関の趣旨及び目的を踏まえ、中学校区に1か所を目安に設定することを原則としつつ、地域の実情に応じて整備することが望ましいとされており、8ページ・9ページをご覧ください。本市における地域子育て相談機関については、令和8年度から、子ども支援センターの「すてっぷ21大和田」と「すてっぷ21勝田台」の2箇所、地域子育て支援センターの「こあら」、「あいあい」、「たんぽぽ」、の3箇所、公立保育園の「米本南保育園」の1箇所、の計6施設を予定し、八千代市こども家庭センターと密接な連携を図る相談機関として位置づけます。本市における子育て相談につきましては、この他、母子保健課や各公立保育園においても常時行っておりまして、この相談体制は今後も変わらず継続いたします。以上地域子育て相談機関の説明となります。

【会長】

ご説明ありがとうございました。そうしましたら、事務局から報告があった事項について、ご質問等がございましたら挙手をお願いいたします。

(発言者無し)

特に挙手がないようでしたら事務局から何か連絡事項等があればお願いします。

【事務局】

はい。次回の会議は7月頃の開催を検討しております。日程につきましては後日、改めて調整させていただきます。以上です。

【会長】

ありがとうございました。次の会議は7月頃の予定とのことです。以上で、本日の会議を終了させていただきます。議事進行にご協力いただきましてありがとうございました。

(了)